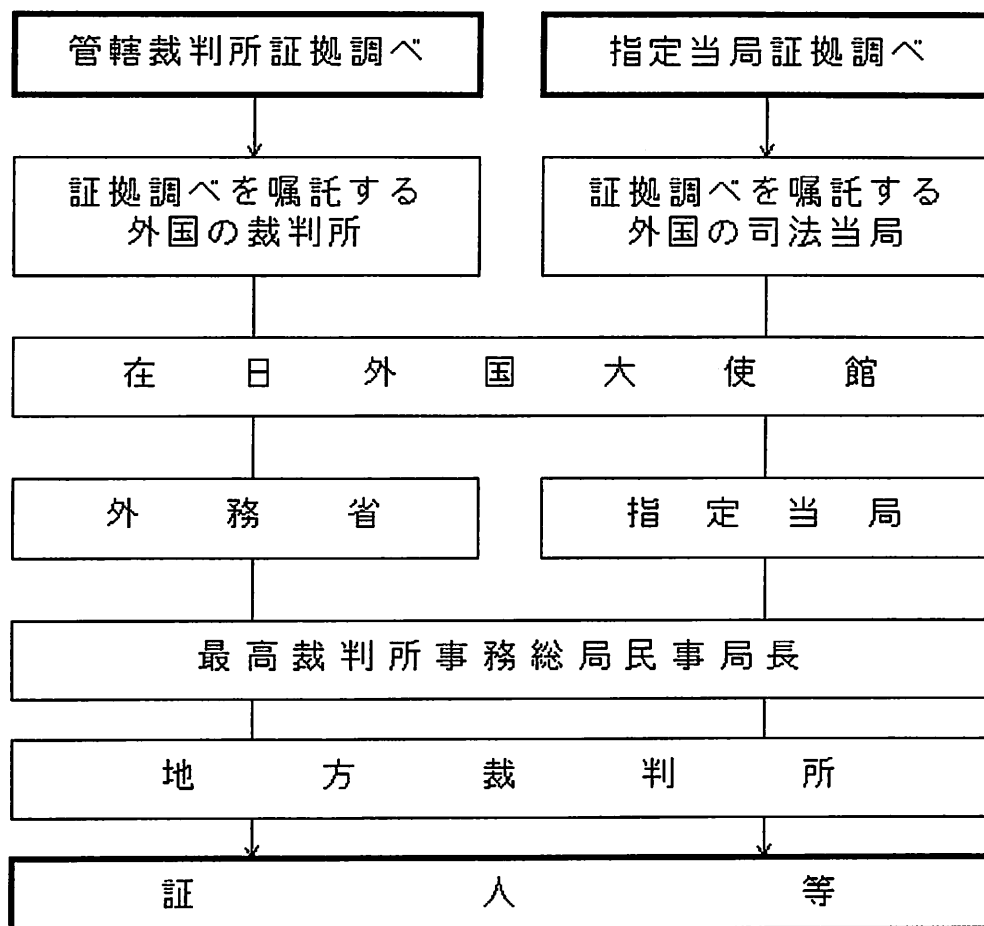


証拠調べ受託手続に関する関係書類の送付経路図



外国から我が国に対して証拠調べを依頼する方法としては、次のものがある。

- (1) 指定当局証拠調べ（民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣を経由して我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくるもの）
- (2) 管轄裁判所証拠調べ（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくるもの）

(1) 指定当局証拠調べ

#### ア 外国からの嘱託

民訴条約の締約国の大使館から、我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、我が国の裁判所あての嘱託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付される。これらには、当該国の外交官による翻訳証明のある日本語の訳文が添付されている（民訴条約10条）。

#### イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、外務省から最高裁民事局長あてに送付され、最高裁民事局長から管轄裁判所（証拠調べを行うべき地を管轄する地方裁判所—特例法3条2項）の長あてに送付される。

管轄違いによる移送については、指定当局送達の場合と同様である（特例法4条）。

#### ウ 期日の通知・呼出状の送達

嘱託当局が証拠調べの期日及び場所の通知を要請しているときは、嘱託を受けた裁判所は嘱託当局に対し、その通知を行う（民訴条約11条2項）。

通知を行う場合は、日本語による通知書（記載例Ⅰ－2参照）を作成した上、当該裁判所の長から最高裁民事局長に対しその送付を依頼する（記載例Ⅰ－1参照）。

この通知を行ったときは、当事者に対する期日の呼出しを要しないが、通知を行わない場合には、当事者が期日に立ち会わない旨を明示しない限り、呼出状を送達する必要がある。呼出状の送達は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所に嘱託することにより行う。その旨の嘱託書（記載例Ⅰ－4参照）を作成して、最高裁民事局長に対し送付を依頼する（記載例Ⅰ－3参照）。

#### エ 証拠調べの実施

証拠調べは、我が国の民事訴訟法に従って行う（民訴条約11条1項、14条1項、特例法5条）。ただし、嘱託に際して特別の方法により行うことを要請しているときは、その方法が我が国の国内法秩序に反しない限り、その要請に応じる（民訴条約14条2項）。

また、証拠調べを行うに際し裁判所のした裁判については、当該裁判所を受訴裁判所とみなして不服申立に関する民事訴訟法の規定を適用する（特例法9条）。

#### オ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する（記載例Ⅰ－5参照）。

依頼の際に添付すべき文書は、次のとおりである。

(7) 嘱託者あての書類送付書（記載例Ⅰ－6参照）

(4) 日本語で作成された調書等の訴訟記録

#### カ 費用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出する。

費用のうち、証人又は鑑定人に支払った費用、特別の方法の実施により生じた費用等については、嘱託国に償還請求することができる。

償還請求できる場合には、指定当局送達の場合と同様に、嘱託国の大使館あての納入告知書と裁判所書記官作成の嘱託裁判所あての費用明細書を、調書等の送付依頼の際に添付する。

### (2) 管轄裁判所証拠調べ

#### ア 外国からの嘱託

在日外国大使館から我が国の外務省に対し、嘱託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付され

る。

嘱託書は、外国の裁判所から我が国の裁判所にあてたもので、証拠調べの対象となる者の氏名、住所等が記載されている（共助法 1 条の 2 第 1 項 3 号）。

嘱託書及び添付書類には日本語による訳文が添付されている（共助法 1 条の 2 第 1 項 4 号）。

#### イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、管轄裁判所送達の場合と同様に、管轄裁判所に送付される。管轄裁判所は、証拠調べを行う地を管轄する地方裁判所である（共助法 1 条 2 項）。

管轄違いの場合に移送しなければならないことは、管轄裁判所送達の場合と同様である（共助法 2 条）。

#### ウ 証拠調べの実施

管轄裁判所においては、我が国の民事訴訟法に従い証拠調べを行う（共助法 3 条）。当事者が期日に出頭しない旨を明示している場合を除き、当事者を呼び出さなければならない。呼出状送達の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様であり、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所に嘱託することにより行う。（(1)のウ参照）（記載例 I－3、記載例 I－4 参照）。

#### エ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する（記載例 II 参照）。

依頼の際に添付すべき文書は、指定当局証拠調べの場合と同様である（(1)のオ、記載例 I－6 参照）。

#### オ 費用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出し、嘱託国に請求する（共助法 1 条の 2 第 1 項 5 号）。

請求の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様である（(1)のカ参照）。

# 国の一覧表（受託）

| 国名            | 民訴条約 | 送達条約 | 二国間共助取決め |      | 条約・取決めによらない共助がされた事例 |         |      |
|---------------|------|------|----------|------|---------------------|---------|------|
|               |      |      | 送達       | 証拠調べ | 領事送達                | 管轄裁判所送達 | 証拠調べ |
| アイスランド共和国     | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| アイルランド        |      | ○    |          |      |                     |         |      |
| アメリカ合衆国       |      | ○    |          | ○    |                     |         |      |
| アラブ首長国連邦      |      |      |          |      | ○                   | ○       |      |
| アルジェリア民主人民共和国 |      |      |          |      | ○                   |         |      |
| アルゼンチン共和国     | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| アルバニア共和国      | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| アルメニア共和国      | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| アンティグア・バーブーダ  |      | ○    |          |      |                     |         |      |
| イスラエル国        | ○    | ○    | ○        |      |                     |         |      |
| イタリア共和国       | ○    | ○    | ○        | ○    |                     |         |      |
| イラク共和国        |      |      | ○        | ○    | ○                   |         |      |
| イラン・イスラム共和国   |      |      | ○        | ○    | ○                   |         |      |
| インド           |      | ○    |          | ○    | ○                   | ○       |      |
| インドネシア共和国     |      |      |          |      | ○                   | ○       |      |
| ウクライナ         | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| ウズベキスタン共和国    | ○    |      |          |      |                     |         |      |
| ウルグアイ東方共和国    |      |      |          |      | ○                   |         |      |
| 英国            |      | ○    | ○        | ○    |                     |         |      |
| エクアドル共和国      |      |      |          |      | ○                   |         |      |
| エジプト・アラブ共和国   | ○    | ○    |          |      |                     |         |      |
| エストニア共和国      |      | ○    |          |      |                     |         |      |
| エチオピア連邦民主共和国  |      |      |          |      | ○                   |         |      |
| オーストラリア連邦     |      | ○    |          |      |                     |         | ○    |
|               |      |      |          |      |                     |         |      |

|                |   |   |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|
| オーストリア共和国      | ○ |   | ○ |   |   |   |   |
| オランダ王国         | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ガーナ共和国         |   |   |   |   | ○ |   |   |
| カナダ            |   | ○ |   |   |   | ○ | ○ |
| カンボジア王国        |   |   |   |   | ○ |   |   |
| キプロス共和国        | ○ | ○ |   |   |   | ○ |   |
| キューバ共和国        |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| ギリシャ共和国        |   | ○ |   |   |   | ○ |   |
| キルギス共和国        | ○ |   |   |   |   |   |   |
| グアテマラ共和国       |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| クウェート国         |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |
| クロアチア共和国       | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ケニア共和国         |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |
| コスタリカ共和国       |   |   |   |   | ○ |   |   |
| コロンビア共和国       |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| コンゴ民主共和国       |   |   |   |   | ○ |   |   |
| サウジアラビア王国      |   |   |   |   | ○ |   |   |
| サモア独立国         |   |   |   |   |   | ○ |   |
| ザンビア共和国        |   |   |   |   | ○ |   |   |
| サンマリノ共和国       |   | ○ |   |   |   |   |   |
| シリア・アラブ共和国     |   |   | ○ | ○ | ○ |   |   |
| シンガポール共和国      |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| ジンバブエ共和国       |   |   |   |   | ○ |   |   |
| スイス連邦          | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |   |
| スーダン共和国        |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| スウェーデン王国       | ○ | ○ |   | ○ |   |   |   |
| スペイン           | ○ | ○ |   | ○ |   |   |   |
| スリナム共和国        | ○ |   |   |   |   |   |   |
| スリランカ民主社会主義共和国 |   | ○ | ○ | ○ |   |   |   |

|                                                                        |   |   |   |   |   |   |   |
|------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| スロバキア共和国                                                               | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| スロベニア共和国                                                               | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| セーシェル共和国                                                               |   | ○ |   |   |   |   |   |
| セルビア共和国                                                                | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| セントビンセント及びグレナディーン諸島                                                    |   | ○ |   |   |   |   |   |
| 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦<br>(アゼルバイジャン共和国, カザフスタン共和国, グルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン) | ○ |   |   |   |   |   |   |
| タイ王国                                                                   |   |   | ○ | ○ | ○ |   |   |
| 大韓民国                                                                   |   | ○ |   |   |   | ○ | ○ |
| タンザニア連合共和国                                                             |   |   |   |   |   | ○ |   |
| チェコ共和国                                                                 | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| 中華人民共和国(香港, マカオを除く。)                                                   |   | ○ |   |   |   | ○ | ○ |
| 中華人民共和国(香港)                                                            |   | ○ |   |   |   | ○ | ○ |
| 中華人民共和国(マカオ)                                                           | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| チリ共和国                                                                  |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |
| デンマーク王国                                                                | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |   |
| ドイツ連邦共和国                                                               | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |   |
| ドミニカ共和国                                                                |   |   |   |   | ○ |   |   |
| トルコ共和国                                                                 | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| トンガ王国                                                                  |   |   |   |   | ○ |   |   |
| ナイジェリア連邦共和国                                                            |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| ニカラグア共和国                                                               |   |   |   |   | ○ |   |   |
| ニュージーランド                                                               |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |
| ネパール連邦民主共和国                                                            |   |   |   |   | ○ |   |   |
| ノルウェー王国                                                                | ○ | ○ | ○ |   |   | ○ |   |
| パキスタン・イスラム共和国                                                          |   | ○ |   | ○ |   | ○ |   |
| パチカン市国                                                                 | ○ |   |   |   |   |   |   |
| パナマ共和国                                                                 |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| バハマ国                                                                   |   | ○ |   |   |   |   |   |

|                  |   |   |   |   |   |   |   |
|------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| パプアニューギニア独立国     |   |   |   |   | ○ |   |   |
| パラオ共和国           |   |   |   |   | ○ |   |   |
| パラグアイ共和国         |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| バルバドス            |   | ○ |   |   |   |   |   |
| ハンガリー            | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| バングラデシュ人民共和国     |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| フィジー共和国          |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| フィリピン共和国         |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| フィンランド共和国        | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ブラジル連邦共和国        |   |   | ○ | ○ |   |   | ○ |
| フランス共和国          | ○ | ○ |   |   |   | ○ |   |
| ブルガリア共和国         |   | ○ |   |   |   |   |   |
| ブルネイ・ダルサラーム国     |   |   |   |   |   | ○ |   |
| ベトナム社会主義共和国      |   |   |   |   | ○ |   |   |
| ベネズエラ・ボリバル共和国    |   | ○ |   |   |   |   |   |
| ベラルーシ共和国         | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ベリーズ             |   | ○ |   |   |   | ○ |   |
| ペルー共和国           |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |
| ベルギー王国           | ○ | ○ |   |   |   | ○ |   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ     | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ボツワナ共和国          |   | ○ |   |   |   |   |   |
| ポーランド共和国         | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| ポリビア多民族国         |   |   |   |   | ○ | ○ |   |
| ポルトガル共和国         | ○ | ○ |   |   |   | ○ |   |
| ホンジュラス共和国        |   |   |   |   |   | ○ |   |
| マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | ○ | ○ |   |   |   |   |   |
| マーシャル諸島共和国       |   |   |   |   |   | ○ |   |
| マラウイ共和国          |   | ○ |   |   |   | ○ |   |
| マルタ共和国           |   | ○ |   |   |   |   |   |

|               |   |   |  |  |   |   |   |
|---------------|---|---|--|--|---|---|---|
| マレーシア         |   |   |  |  | ○ | ○ |   |
| ミクロネシア連邦      |   |   |  |  | ○ |   |   |
| 南アフリカ共和国      |   |   |  |  | ○ | ○ |   |
| ミャンマー連邦共和国    |   |   |  |  | ○ | ○ | ○ |
| メキシコ合衆国       |   | ○ |  |  |   | ○ | ○ |
| モナコ公国         |   | ○ |  |  |   |   |   |
| モルドバ共和国       | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| モロッコ王国        | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| モンゴル国         |   |   |  |  | ○ |   |   |
| モンテネグロ        | ○ | ○ |  |  | ○ |   |   |
| ヨルダン・ハシェミット王国 |   |   |  |  |   | ○ |   |
| ラトビア共和国       | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| リトアニア共和国      | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| リヒテンシュタイン公国   |   |   |  |  |   | ○ |   |
| リビア           |   |   |  |  | ○ |   |   |
| リベリア共和国       |   |   |  |  | ○ | ○ | ○ |
| ルクセンブルク大公国    | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| ルーマニア         | ○ | ○ |  |  |   |   |   |
| ルワンダ共和国       |   |   |  |  |   |   |   |
| レバノン共和国       | ○ |   |  |  |   |   |   |
| ロシア連邦         | ○ | ○ |  |  |   |   |   |

(証拠調べの受託)

## 証 拠 調 べ 受 託 記 載 例

(1) 指定当局証拠調べ

I－1 送付依頼書（期日通知書についてのもの）

I－2 期日通知書

I－3 送付依頼書（期日呼出状の送付嘱託書についてのもの）

I－4 期日呼出状の送達嘱託書

I－5 送付依頼書（調書等についてのもの）

I－6 調書等についての書類送付書

(2) 管轄裁判所証拠調べ

II 送付依頼書（調書等についてのもの）

(備考) I－3（送付依頼書）、I－4（期日呼出状の送達嘱託書）及びI－6（調書等についての書類送付書）は、(2)についても共通である。

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ドイツ連邦共和国からの嘱託による証拠調べ実施等の通知に  
ついて

(○○月○○日付け民二第○○○○号通知に基づく送付)

標記の嘱託による証拠調べ（当庁平成○○年（エ）第○○号共助事件）について、  
証人の証拠調べ期日が指定されましたので、別添の書類を送付するようお取り計らい  
ください。

別添書類

証拠調べ実施等の通知書

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●からの嘱託による証拠調べ実施等の通知について

(平成●年●月●日付け民二第●号通知に基づく送付)

標記の嘱託による証拠調べ（当庁平成●年（エ）第●号共助事件）について，証人の証拠調べ期日が指定されましたので，別添の書類を送付するようお取り計らいください。

別添書類

証拠調べ実施等の通知書

証拠調べ実施等の通知書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長     〇   〇   〇   〇㊟

貴裁判所からの証人尋問嘱託に基づく証拠調べ実施日等は、下記のとおりです。

記

- |   |          |                              |
|---|----------|------------------------------|
| 1 | 受託裁判所事件名 | 〇〇地方裁判所平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件      |
| 2 | 当事者名     | 原告 〇〇〇〇・〇〇〇〇<br>被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇 |
| 3 | 受託内容     | 証人〇〇〇〇に対する尋問                 |
| 4 | 嘱託裁判所    | ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所             |
| 5 | 期日       | 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前１０時３０分          |
| 6 | 場所       | 〇〇地方裁判所民事第〇〇〇号法廷             |

（裁判所所在地）

〇〇県〇〇市〇〇   〇－〇－〇

証拠調べ実施等の通知書

●国●裁判所 御中

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

貴裁判所からの証人尋問嘱託に基づく証拠調べ実施日等は、下記のとおりです。

記

- 1 受託裁判所事件名 ●地方裁判所平成●年（エ）第●号共助事件
- 2 当事者名 原告 ●  
被告 ●
- 3 受託内容 証人●に対する尋問
- 4 嘱託裁判所 ●国●裁判所
- 5 期 日 平成●年●月●日●時●分
- 6 場 所 ●地方裁判所民事第●号法廷

（裁判所所在地）

●

証拠調べ受託記載例Ⅰ－３

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ドイツ連邦共和国○○○○地方裁判所に対する送達嘱託書等  
の送付について（依頼）

○○月○○日付け民二第○○○○号について，○○地方裁判所平成○○年（エ）  
第○○号共助事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

（注） 最高裁判所から本件証拠調べについて通知された際の文書番号（民二第○○  
○○号）を明記すること。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国●裁判所に対する送達嘱託書等の送付について（依頼）

平成●年●月●日付け民二第●号について、●地方裁判所平成●年（エ）第●号  
共助事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

..

送 達 嘱 託 書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇地方裁判所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長     〇   〇   〇   〇㊟

下記当事者間の平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件について、同封の証拠調べ期日  
呼出状を送付されたく、嘱託いたします。

記

送達先

住所   ドイツ連邦共和国フランクフルト市〇〇〇〇通り〇〇番地

原告   〇〇〇〇・〇〇〇〇

住所   ドイツ連邦共和国ハンブルク市〇〇〇〇通り〇〇番地

被告   〇〇〇〇・〇〇〇〇

（注）１ 嘱託書のあて先は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所である。

２ 送達先住所が不明の場合は、名あて人の氏名のみでよい。

３ 嘱託書及び証拠調べ期日呼出状は、日本文のみでよい。

(注)

- (1) 嘱託書の宛先は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所である。
- (2) 送達先住所が不明の場合は、名あて人の氏名のみでよい。
- (3) 嘱託書及び証拠調べ期日呼出状は、日本文のみでよい。

送 達 嘱 託 書

●国●裁判所 御中

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

下記当事者間の平成●年（エ）第●号共助事件について，同封の証拠調べ期日呼出状を送付されたく，嘱託いたします。

記

送達先

住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

原告 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

被告 ● ● ● ●

証拠調べ受託記載例Ⅰ－５

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ドイツ連邦共和国○○○○区裁判所からの嘱託による証拠調  
べについて

(平成○○年○○月○○日付け民二第○○○○号に対する送付)

標記の証拠調べ(当庁平成○○年(エ)第○○号共助事件)は、手続を終了したの  
で、別添の書類送付書等を嘱託裁判所に送付するようお取り計らいください。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国●裁判所からの囑託による証拠調べについて

(平成●年●月●日付け民二第●号に対する送付)

標記の証拠調べ(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)は、手続を終了したので、  
別添の書類送付書等を囑託裁判所に送付するようお願いいたします。

書 類 送 付 書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長     〇   〇   〇   〇⑤

原 告   〇〇〇〇・〇〇〇〇   外1名

被 告   〇〇〇〇・〇〇〇〇   外1名

上記の当事者間のドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所からの共助事件につき、平成  
〇〇年〇〇月〇〇日証拠調べを終了したので、別添の関係書類を送付します。

添付書類

1 証拠調べ関係書類

- (1) 証拠調調査書
- (2) 期日指定書
- (3) 郵便送達報告書

2 納入告知書

3 費用明細書

以上各1通

書 類 送 付 書

●国●裁判所 御中

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

原 告 ● ● ● ●

被 告 ● ● ● ●

上記の当事者間の●国●裁判所からの共助事件につき，平成●年●月●日証拠調べを終了したので，別添の関係書類を送付します。

添付書類

1 証拠調べ関係書類

- (1) 証拠調調書
- (2) 期日指定書
- (3) 郵便送達報告書

2 納入告知書

3 費用明細書

以上各 1 通

証拠調べ受託記載例Ⅱ

○地裁民第○○○○号  
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○ 印

中華人民共和国からの囑託による証拠調べについて  
(平成○○年○○月○○日付け民二第○○○○号に対する送付)  
標記の証拠調べ(当庁平成○○年(エ)第○○号共助事件)は、手続を終了したの  
で、別添の書類送付書等を囑託裁判所に送付するようお願い計らいください。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国からの嘱託による証拠調べについて

(平成●年●月●日付け民二第●号に対する送付)

標記の証拠調べ(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)は、手続を終了したので、  
別添の書類送付書等を嘱託裁判所に送付するようお取り計らいください。

国家の裁判権は、その領域内にあるすべての人に及ぶというのが原則である。しかし、我が国を含め多くの国では、例外として一定の者について、全面的に又は一定の範囲において、裁判権が免除されることを認めており、これを民事裁判権の対人的制約という。この制約のうち、国際法上の対人的制約には、外国国家の主権免除（国家免除）と外交官及び領事官等に関する裁判権からの免除がある。詳細な説明は、前者については、国際民事事件手続ハンドブック第2編、後者については同第3編を参照されたい。

- (1) 裁判権等の免除を享有する者であるかどうかに関する調査について（平成6年12月15日付け最高裁民二第424号事務総長通達「外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について」）

事件の申立てを受けた者又は証人として証言を求める必要が生じた者が裁判権等の免除を享有する者であるかどうかを調査するために必要な場合には、受訴裁判所は、外務省に対して資料の提出を求めることができるので、その旨を最高裁判所に依頼する。

- (2) 外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について

ア 外交特権者の裁判権等の免除の放棄について

(7) 事件の当事者となる場合

- a 我が国に駐在する外国の大使、公使又は外交使節団の職員等で外交上の特権及び免除を享有するもの（以下「外交特権者」という。）に対する民事、刑事、家事及び少年の事件（以下単に「事件」という。）の申立てがあった場合には、裁判所は、当該外交特権者の派遣国がこの者に対する裁判権等の免除を放棄するかどうかを外務省において確かめることをあらかじめ最高裁判所に依頼する（裁判権免除照会依頼様式1）。
- b 裁判所は、aの定めによる依頼をする場合には、訴状等の写しを添付する。この場合においては、できる限り訴状等の当該外国語訳文を添付する。ただし、当該外国語訳文を添付することができない場合には、訴状等に記載の外国の地名人名等の固有名詞には、必ず原語を書き添え、日本の地名、人名等の固有名詞には、振り仮名を付ける。

(4) 証人として証言を求める場合

(7)の定めは、外交特権者に対し証人として証言を求める必要が生じた場合の証言義務免除の放棄に関する照会について準用する（裁判権免除照会依頼様式2）。この場合において、(7)のbに「訴状等」とあるのは、「尋問事項の要領を記載した書面」と読み替えるものとする。

イ 外交特権者以外の者で裁判権等の免除を享有するものの免除の放棄について

領事官及び領事館職員、各種の代表部の代表及び職員、各種の使節団の団長及び職員並びに各種の国際機関の職員等が裁判権等の免除を享有する場合の免除の放棄に関する照会については、アの(7)の定めに基づいて取り扱う。

### (3) 外国を相手方とする民事事件について

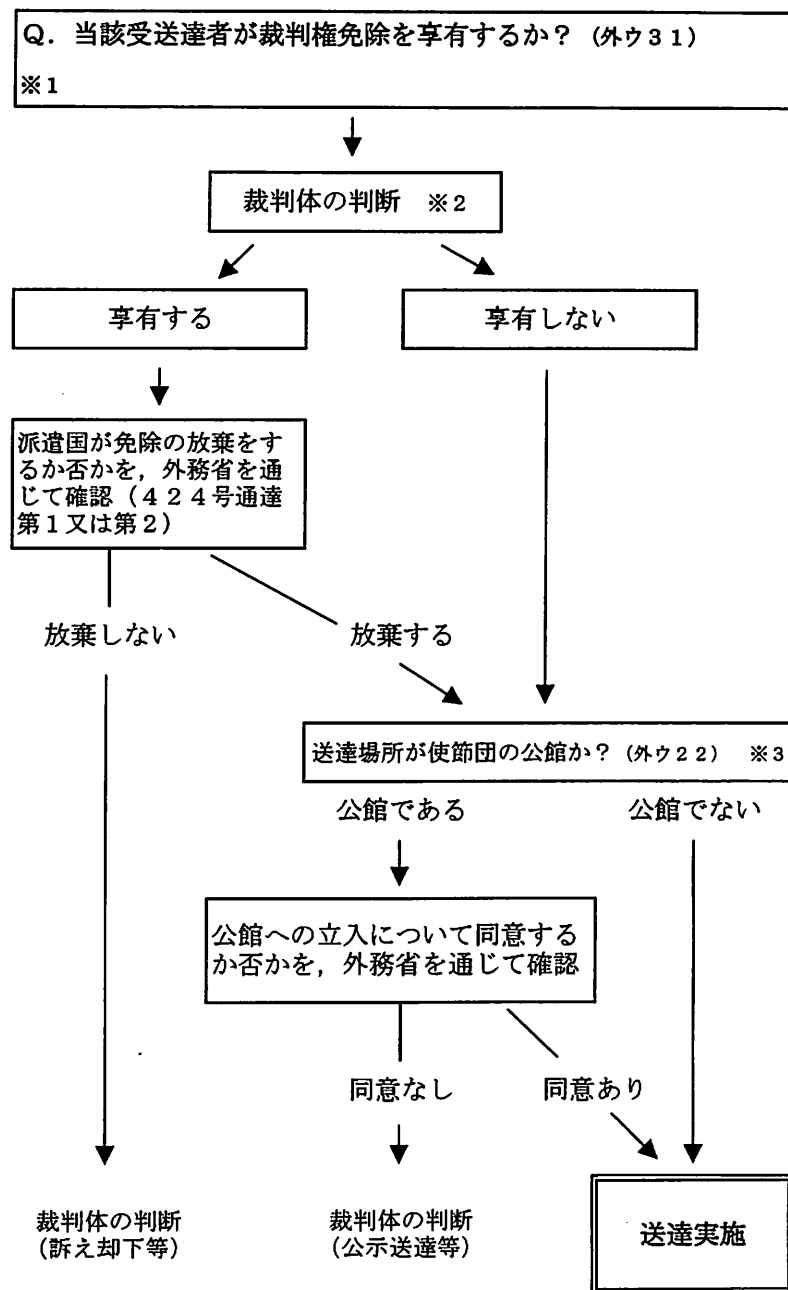
平成6年12月14日付け最高裁民二第425号事務総長通達「外国を相手方とする民事事件に関する応訴意思の有無等の照会について」は、平成12年4月20日付け最高裁民二第224号事務総長通達により廃止された。ただし、上記通達廃止後においても、裁判体において、当該外国の応訴意思の確認が必要と判断したときは、下級裁判所事務処理規則第27条に従い、最高裁判所を経由し、外務省を通じて、当該外国にその旨を確認することとなるとされていた。

その後、平成21年4月17日に、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「対外国民事裁判権法」という。）が成立し、平成22年4月1日に施行された。同法は、裁判権免除を受ける主体、外国等我が国の民事裁判権から免除されない場合及び外国等への訴状等の送達方法等について、国連国家免除条約に準拠した規定を設けるものである。詳細は、国際民事事件手続ハンドブック第2編を参照されたい。

### (4) 公館等の不可侵の規定がある場所（大使館等）での送達について

外交関係に関するウィーン条約等により、大使館、領事館又は外交官の個人的住所等、公館等の不可侵の規定がある場所で送達をすることは郵便による場合であってもできないので、これらの場所に宛てて特別送達を発送する場合、使節団の長の同意等を得る必要がある。具体的には、最高裁判所を通じて、事前に外務省から当該大使館等に同意の有無を照会する方法が採られているので、その旨を最高裁判所に依頼する。

## 外交特権を有する者等が当事者となる事件における照会手続



※1 「外ウ」は、外交関係に関するウィーン条約（昭和39年6月26日条約第14号）をいう。

※2 場合によっては外務省に資料の提出を求め（424号通達第3），それをもとに判断がされている。

※3 使節団の公館とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（使節団の長の住居であるこれらを含む。）をいう（外ウ1（i））。

(外交特権等)

## 外 交 特 権 等 記 載 例

- 1 裁判権免除の放棄に関する照会
- 2 証人としての証言義務免除の放棄に関する照会

裁判権免除照会依頼様式 1

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

外交特権者の裁判権免除の放棄に関する照会について（依頼）

当庁に申立てのあった平成○○年（ワ）第○○○○号○○○○事件（○○○○・○○○○）について、○○国が下記の者が有する裁判権の免除を放棄するかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

申立てを受けた者の氏名等

氏名 ○○○○・○○○○

年齢 ○○歳（○○○○年○○月○○日生）

身分 ○○○○○

住所 ○○県○○市○○ ○-○-○

添付書類

○○○○

（備考）

- 1 申立てを受けた者の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又はこれらの家族であることを具体的に記載する。
- 2 参考として訴状、起訴状、申立書等の写しを添付する。

(注)

- (1) 申立てを受けた者の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又はこれらの家族であることを具体的に記載する。
- (2) 参考として訴状、起訴状、申立書等の写しを添付する。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

外交特権者の裁判権免除の放棄に関する照会について(依頼)

当庁に申立てのあった平成●年●第●号●●事件(原告●●●●, 被告●●●●)について, ●国が下記の者が有する裁判権の免除を放棄するかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

申立てを受けた者の氏名等

氏名 ●●●●

年齢 ●歳 (●●●●年●月●日生)

身分 ●●●●

住所 ●●●●

添付書類

●●●●

裁判権免除照会依頼様式 2

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

外交特権者の証人としての証言義務免除の放棄に関する照会  
について（依頼）

当庁に係属する平成○○年（ワ）第○○○○号○○○○事件（○○○○・○○○○）  
について、下記の者を証人として尋問する必要がありますので、同人がこの証人と  
して別紙の尋問事項による証言をするについて、○○国が下記の者が有する証言義  
務の免除を放棄するかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

証人の氏名等

氏名 ○○○○・○○○○

年齢 ○○歳（○○○○年○○月○○日）

身分 ○○○○

住所 ○○県○○市○○ ○-○-○

添付書類

○○○○

（備考）

- 1 証人の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又はこれ  
らの家族であることを具体的に記載する。
- 2 別紙として尋問事項の要領を記載した書面の写しを添付する。

(注)

- (1) 証人の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又はこれらの家族であることを具体的に記載する。
- (2) 別紙として尋問事項の要領を記載した書面の写しを添付する。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

外交特権者の証人としての証言義務免除の放棄に関する照会  
について（依頼）

当庁に係属する平成●年●第●号●●事件（原告●●●●，被告●●●●）について、下記の者を証人として尋問する必要がありますので、同人がこの証人として別紙の尋問事項による証言をするについて、●国が下記の者が有する証言義務の免除を放棄するかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

証人の氏名等

氏名 ●●●●●

年齢 ●歳（●●●●年●月●日生）

身分 ●●●●●

住所 ●●●●●

添付書類

●●●●●